

○農林水産省令第八号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）、農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百三十三号）、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）及び食品表示法（平成二十五年法律第七十号）を実施するため、日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令を次のように定める。

平成三十一年二月六日

農林水産大臣 吉川 貴盛

日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令

次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員（沖縄総合事務局において、地方農政局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- 一 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第六十五条第二項及び第四項
- 二 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第三十一条第一項及び第二項
- 三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百十三号）第五十二条第一項
- 四 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）第十九条
第一項から第三項まで
- 五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第
十条第一項
- 六 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第八条第二項

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別記様式

表 面

| | | | | |
|--|-------|--------|---|---|
| | | 第 号 | | |
| 身 分 証 明 書 | | | | |
| 写 真 | 官 職 | | | |
| | 氏 名 | | | |
| | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | 発行年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 上記の者は、日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。 | | 農林水産大臣 | 印 | |

裏 面

日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令に規定する法律の条項

1. 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第65条第2項及び第4項
2. 農産物検査法（昭和26年法律第144号）第31条第1項及び第2項
3. 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第52条第1項
4. 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第19条第1項から第3項まで
5. 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第10条第1項
6. 食品表示法（平成25年法律第70号）第8条第2項

官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは、無効とする。

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。